

カードローン契約規定の改定について

当社では、2023年4月1日より別口座型カードローンの契約規定等の一部を改定させていただきます。

(1)規定の改定内容、(2)対象となる規定については以下をご参照下さい。

(1)規定の改定内容

<主な改定内容>

カードローン契約規定の返済方法を変更

<改定内容の詳細>

○次の条項について以下の通り改定いたします。

○契約規定によって以下に該当する条項が異なりますので、後記の「(2)対象となる規定」でご確認ください。なお、下表に記載されている条項は、後記の「(2)対象となる規定」のNo.1の規定(現行の規定)を例示しており、記載されている条項の番号は規定によっては異なることがあります。

改定前	改定後																				
カードローン契約規定 (省略) 第9条 返済方法 本取引にもとづく貸越残高の毎月の返済額は、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に基準貸越残高に応じて次の通りとします。なお、基準貸越残高は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)の3営業日前現在の貸越残高とします。 (1)基準貸越残高が50万円以下の場合…1万円 (2)基準貸越残高が50万円超100万円以下の場合…2万円 (3)基準貸越残高が100万円を超過する場合…その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算 ただし、基準貸越残高が1万円に満たない場合は、基準貸越残高を上限として当月返済日前日現在の貸越残高を返済額とします。 (省略)	カードローン契約規定 (省略) 第9条 返済方法 本取引にもとづく貸越残高の毎月の返済額は、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に基準貸越残高※に応じて表1の通りとします。 表1 <table border="1"><thead><tr><th>基準貸越残高</th><th>約定返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2千円未満の場合</td><td>貸越残高全額</td></tr><tr><td>2千円以上10万円以下の場合</td><td>2千円</td></tr><tr><td>10万円超50万円以下の場合</td><td>その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算</td></tr><tr><td>50万円超350万円以下の場合</td><td>その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算</td></tr><tr><td>350万円超400万円以下の場合</td><td>5万円</td></tr><tr><td>400万円超の場合</td><td>その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算</td></tr></tbody></table> ただし、2023年4月1日改定前に契約を締結した場合で、借主が意思表示をし、銀行が承諾する場合には、借主の毎月の返済額は表2の通りとします。 表2 <table border="1"><thead><tr><th>基準貸越残高</th><th>約定返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1万円未満の場合</td><td>貸越残高全額</td></tr><tr><td>1万円以上50万円以下の場合</td><td>1万円</td></tr></tbody></table>	基準貸越残高	約定返済額	2千円未満の場合	貸越残高全額	2千円以上10万円以下の場合	2千円	10万円超50万円以下の場合	その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算	50万円超350万円以下の場合	その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算	350万円超400万円以下の場合	5万円	400万円超の場合	その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算	基準貸越残高	約定返済額	1万円未満の場合	貸越残高全額	1万円以上50万円以下の場合	1万円
基準貸越残高	約定返済額																				
2千円未満の場合	貸越残高全額																				
2千円以上10万円以下の場合	2千円																				
10万円超50万円以下の場合	その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算																				
50万円超350万円以下の場合	その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算																				
350万円超400万円以下の場合	5万円																				
400万円超の場合	その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算																				
基準貸越残高	約定返済額																				
1万円未満の場合	貸越残高全額																				
1万円以上50万円以下の場合	1万円																				

	50万円超 100万円以下の場合	2万円
	100万円超の場合	その超過額が 100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算
<p>※基準貸越残高は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)の3営業日前現在の貸越残高をいうものとします。基準貸越残高が2千円(表1の場合)または1万円(表2の場合)に満たないときは、基準貸越残高を上限として当月返済日前日の貸越残高全額を返済額とします。</p> <p>(省略)</p>		

(2)対象となる規定

No.	規定名	変更条項
1	カードローン契約規定	第9条
2	りそなカードローン契約規定	第6条
3	りそなクイックカードローン契約規定	第7条
4	りそなクイックカードローン契約規定	第9条
5	りそなダイレクトカードローン契約規定	第7条
6	りそなカードローン<住宅ローンセットプラン>契約規定	第8条
7	りそなカードローン<住宅ローンセットプラン>契約規定	第7条
8	りそな銀行カードローン<プラチナプラン>契約規定	第7条
9	カードローン契約規定<プラチナプラン>契約規定	第7条
10	カードローン契約規定	第10条
11	カードローン契約規定	第8条
12	りそなプレミアムカードローン契約規定	第7条
13	りそなATMカードローン契約規定	第7条
14	マイゲート・カードローン契約規定	第7条
15	りそなプレミアムローン契約規定	第7条

(注1)別口座型カードローンのうち、保証会社がりそなカード株式会社、オリックス・クレジット株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、新生フィナンシャル株式会社(旧ワイジェイカード株式会社)、株式会社ジャックス(旧株式会社ジェシービー)のもので、上表に記載の規定が対象です(上表に記載のない規定も同様の変更を行います)。

(注2)約返型カードローン・総合口座型カードローンは対象外です。